

庄内町教育委員会議事録

令和5年第7回定例会

令和5年5月24日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和5年第7回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和5年5月24日(水)
 - 開会 午後2時00分
 - 閉会 午後3時00分
- 2 会議場所 庄内町役場 B棟 入札室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和5年第6回定例会議事録
 - 3 報告
 - (1) 経過報告
 - (2) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第26号 庄内町教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則の設定についての専決処分の承認について
 - 日程第2 議案第27号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第3号)の申出について
 - 日程第3 議案第28号 庄内町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の設定について
 - 5 協議
 - (1) 庄内地区教育委員会協議会令和5年度総会並びに研修会について
 - 6 そ の 他
 - (1) 令和5年第8回教育委員会定例会の開催について
日時: 令和5年6月26日(月)午後2時
場所: 役場 A棟 3階 庁議室
 - (2) 令和6年度使用小学校教科用図書展示会について
日時: 6月14日(水)~6月27日(火)午前9時から午後5時まで
場所: 役場A棟2階教育課
 - (3) 休日の部活動の段階的な地域移行について
 - (4) その他
 - 7 閉 会
- 4 出席者

教育長	佐藤 真哉
教育委員	梅木 均 (第一職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ (第二職務代理者)
教育委員	齊藤 雅子
教育委員	飯淵 義晃
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 秀樹
社会教育課長	樋渡 真樹
教育課長補佐兼教育施設係長	菅原 光博
社会教育課長補佐	佐々木 信一
指導主事	齋藤 希望
指導主事	富山 裕二
教育課主査兼学校教育係長	渡部 恵子

教育課学校給食共同調理場所長	阿部 和恵
社会教育課主査兼図書館長	佐藤 晃子
社会教育課主査兼社会教育係長	齋藤 克弥
教育課教育総務係長	渡部 進也

開 会	(午後 2 時 00 分)
教育長	令和 5 年 第 7 回 庄内町教育委員会定例会を開会いたします。それでは次第に沿って会議を進めます。 2 議事録承認 令和 5 年 第 6 回 定例会議事録承認について、何かお気づきの点があればお願いします。
太田委員	私の発言の記載に誤字がありましたので、訂正をお願いします。
教育総務係長	訂正します。
教育長	議事録はよろしいですか。それでは 3 報告に移ります。 (1) 経過報告 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問ありますか。無ければ、報告(2) その他 何かありますか。 無ければ、4 付議事件 日程第 1 議案第 26 号 庄内町教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則の設定についての専決処分についてを議題とします。 事務局より説明をお願いします。
教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問ありますか。
飯淵委員	何が変わったのか。いつもだと新旧対称表などの資料がついているわけだが、今回は新旧対象表はないのか。
教育総務係長	規則等の内容が変わった場合は、新旧対称表でお示しするが、この度の案件については、以前の規則を廃止し、新たに設定したものになるので、新旧対象表は資料として付いていないものになります。
教育課長	(補足して説明)
教育長	その他、質問等ありますか。 無ければ、議案第 26 号 庄内町教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則の設定についての専決処分について 原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第 26 号 庄内町教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則の設定についての専決処分については原案のとおり可決されました。 続いて、日程第 2 議案第 27 号 令和 5 年度庄内町一般会計補正予算(第 3 号)の申出について を議題とします。 説明をお願いします。
教育課長 学校教育係長 社会教育係長 図書館長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。
梅木委員	図書館の件になりますが、来年度の開館に向けて学芸員の要請があったと思うが、どのように進んでいるかお聞きしたい。

図書館係長	ご指摘のとおり、新図書館のオープンに合わせまして、内藤秀因水彩画記念館を内部改修します。展示コーナーを拡充しますので、絵のある図書館、本のある美術館というコンセプトのもと、図書館の方にも収蔵品を一部展示する構想になっていますので、現在1名体制の学芸員となっていますけども、今まで以上に業務量が増えるということは容易に推測されます。ただ、今回の補正には載せることはできませんでしたが、運営面でこれから想定される部分は十分に考慮して新年度予算の要求に向けて、さらに検討を進めていきたいと考えています。
梅木委員	是非とも頑張っていたきたい。
教育長	他に質問等ありますか。 無ければ、議案第27号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第3号)の申出については原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第27号 令和5年度庄内町一般会計補正予算(第3号)の申出については原案のとおり可決されました。 続いて、日程第3 議案第28号 庄内町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の設定についてを議題とします。 説明をお願いします。
図書館長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。
太田委員	近隣市町村でやっているところはありますか。
図書館長	一番顕著なところで酒田市ミライニさんは、もともと市直営でやっていたときもこういったことは取り組んでいましたが、駅前に移ったことによって、より手を挙げるスポンサーが増えて、足を運んでいただくとわかりますが、大変たくさんの方の企業の名前が付してある雑誌が見てとれます。
太田委員	庄内町でやって、企業の見通しは大丈夫ですか。
図書館長	県内の町レベルのところにもヒアリングをしてみましたが、そう多く手を挙げるところが少ないという情報を掴んでいます、折角の機会なので、いろいろな機をとらえて、商工会とか、集まりのときとか、商工会に足を運んだりということで積極的に働きかけて、なるべく増やしていきたいと思っています。
太田委員	とてもいいことだと思うので、できるだけたくさんの方の企業から参加してもらいたいと思います。参加してくれる企業が例えば5あったときに、残りの5は図書館でしていくということなんですよ。
図書館長	100%この制度に委ねるということではなく、一部をこの要綱に沿って導入していくという考え方でいるので、タイトル名が少なくなるということは考えていません。
齊藤委員	事業を営む個人とありますが、例えば、事業を営んでいない個人の方がやりたいといった場合、広告を出さなくてよい、名前をださなくてよいなど選べるので、個人的にすることはできないのか。あくまでも事業主限定のものになるのか。
図書館係長	この要綱の対象として考えているのは、あくまでも事業主だけで、個人の方は別に、個人的に寄贈ということで別途検討させていただくことになる。
教育長	他に質問等ありますか。
梅木委員	広告を掲載する企業で、第6条の(6)に求人広告その他これに類するものというものがいけないというようになっているが、これに工事費2割引きとかそ

	ういった、1年間この期間に持ち込んでくれた具体的な値引きとか書かれている場合は、求人広告その他これに類するものと理解してもよいか。
図書館長	どのようにして企業が広告をつくってくるか、今のところ細かく推定するのが難しいので、出てきた段階で教育委員会の方で図書館に設置する広告としてふさわしいものかということを検討させてもらい、企業とも協議をし問題がないということで合意が得られれば、そういった文面で掲載するというので、必ずしも100%出てきたものすべて、そのまま広告掲載するという考え方は持っていません。
梅木委員	あくまでも審査しながら掲載内容を決めていくということですね。
教育長	他に質問等ありますか。 無ければ、議案第28号 庄内町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の設定について は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案第28号 庄内町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の設定について は原案のとおり可決されました。 続いて、5協議 (1)庄内地区教育委員会協議会令和5年度総会並びに研修会について 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	それでは、役割分担は以上のように決めさせていただきます。 なければ、6その他 (1) 第8回教育委員会定例会の開催について 説明をお願いします。
教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	委員のご都合は如何ですか。 出席よろしくお願いたします。 続いて(2)令和6年度使用小学校教科用図書展示会について 説明をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。 なければ、続いて、(3)休日の部活動の段階的な地域移行について 説明をお願いします。
社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	質問等ありますか。
飯淵委員	これは国が進めている施策なので、中体連、全国大会など出られないということはないと思いますが、中学校が現状2校で合同チームということは問題ないのでしょうか。もう一点ですが、部活動をするのに道具をそろえたりということは各家庭で準備するというのが多いわけですが、私はサッカー一部でサッカーボールなどは学校で準備したものを貸与という形で、個人で管理していたやり方だったが、年会費となると、これからどんどん決まっていくことで素案の素案だと思うが、その辺の金額について、当然個別差も全部負担してくれるということではないと思うし、町からも補助金という形で人数に応じて割り振りで決めるようなものを設置するのかどうか。こういうことも検討委員会で決めていくのかなと思うが素案として何かありますか。
社会教育係長	まず、合同チームについてですが、現時点で人数が足りない部活と他校の人数が足りない部活の合同チームは制度上認められておりますし、また、特例とし

	<p>て町が認める場合は、足りているチームと足りないチームも合同で出られます。そのような特例が認められて、庄内町では野球とサッカーが余目、立川が地区大会に出場できる状況になっていますが、今、話をしている地域移行は休日になります。学校の授業が終わった放課後は、この資料でいいます A 活動は残ります。ですので、平日の放課後は部活動になって、同じ種目で休日は地域クラブで練習するというようなことが考えられます。その場合であれば、部活動は残りますので、部活動同士足りないところで合同チームが組めるようです。ただ、この地域クラブというもの、民間のスポーツクラブもそんなんですけども、そういったチームも今年から中体連に出られるように制度が緩和されたのですが、出るためには種目ごとに様々な細かい条件が決まっています、それをクリアしなければいけない。また、クリアしても団体種目であれば、地区大会は出られなく県大会からしかでられない。また、県大会に出るためには、地区のクラブチーム同士の予選で出場チームを決めなければいけないというような、まだまだ厳しい条件をクリアしなければ出られないというのが現状のようです。聞くところでは、そういった民間クラブは少ないようですけども、ただ、今後、その制度もどう変わっていくのか。大きく変わっていくかも知れませんが、動向を見ながら町としても検討していかなければいけないと考えている。</p> <p>二つ目の備品関係ですけども、おっしゃるとおり、学校の教育後援会が買ったものであったり、学校が買ったものであったり、もしくは保護者会が買ったものであったり、自分のものであったり、様々なケースがあります。それを他校に持って行って使ったり、他校の生徒が使ったりと様々なケースが考えられると思います。また、買うにしてもお金のかかる話ですので、基本的にこめっちが受け皿になった場合は、受益者負担が原則になると思います。指導者の謝金だったり、保険だったり、あとは消耗品とか活動の備品ですとかは、原則、受益者負担になると思いますけども、この制度が走り出したことで、まだ、体制が整わない、制度が整わないということがありますので、ある程度町が支援する必要性も考えながら検討していかなければならないと考えています。詳細はまだ、一切決まっていません。</p>
飯淵委員	<p>国の方でもまだわからないことばかりだと思いますが、是非、町としても子どもたち、親も含めて負担が今までの部活と変わらないような現状でできるようにしていただければと思います。</p>
齋藤指導主事	<p>補足で合同チームについての中体連の規定ですけども、現状の学校単位、部活動がある学校同士の合同チームとして認められているのは団体競技のみで、野球、サッカー、ソフトボール、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールということになっておりまして、学校単位の合同ということは、現状では個人競技の合同は認められてはいません。これから先、地域クラブという形で学校に部がなくてもクラブに入ることによって、合同で出られる可能性が出てくるということになっていくかと思えます。地域移行で整備していくことで大会に出られないということにならないように要件等も確認しながら進める必要があると思っています。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。国の方の財政的な支援とか、全国中体連を核とした県の中体連の体制も今年度はこのようにしていくと示されましたが、今年度を受けて、来年度また変わる可能性もありますので、弾力的にここにある改革検討協議会でよりよい子どもたちのための部活動の地域移行できるようにしていかなければいけないと考えています。</p>

	他にありますか。無いようでしたら以上をもちまして令和5年度第7回教育委員会定例会を終了します。
閉 会	(午後3時00分)